

平成27年4月

お客様各位

株式会社ハウス食品分析テクノサービス

食品表示基準施行に伴う変更について（食塩相当量）

平成27年3月20日付内閣府令第10号により、食品表示基準が制定されております。  
ナトリウムの表示につきましては、「食塩相当量」となり換算係数も変更となりました。  
これに伴い、弊社では本年4月20日発行分から、栄養成分表示におけるナトリウムの分析試験結果の表記につきまして、下記のとおり変更を開始致します。  
ご理解のほど宜しくお願い致します。

記

1. ナトリウムから食塩相当量への換算係数の変更について
  - ・換算係数を2.5421から2.54に変更いたします。
2. 食塩相当量の結果単位について
  - ・これまでどおり、「g(グラム)」単位といたします。

以上